

松戸市市民活動総合補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市（以下「市」という。）が実施する市民活動総合補償制度について必要な事項を定めることにより、市民活動の健全な発展を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動団体

市内において市民活動を行うことを目的として自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有する市民で構成された、運営に関する規約、会則を定めている団体をいう。

(2) 市民活動

町会・自治会や市民活動団体が行う、地域社会活動、青少年健全育成活動、社会奉仕福祉活動で、本来の職務を離れて自主的に継続的、計画的に無報酬（参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む。）で行われる公益性のある活動で概ね別表1に定めるものをいう。

ただし、海外における活動、学校管理下における活動、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利及び自己のために行う活動、職業として行う活動、会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動は除く。

(3) 市民活動者

①指導者

市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

②スタッフ

市民活動団体の構成員、指導者の補助員等、市民活動の実施に伴いその運営に従事する者をいう。

③市民活動参加者

次に掲げる者をいう。

ア 市民活動に自発的に直接参加して活動を行う者（指導者、スタッフを除く）をいい、市民活動における観覧者又は見物人、市民活動のサービスを単に受ける者、乳幼児等の意思未能力者を除く。

イ 別表2に定める者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険に係る契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、市が負担する。

(制度対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賠償責任事故

市民活動者が、活動中の過失により、第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

(2) 傷害事故

市民活動中（指導者及びスタッフが定めた集合、出発又は解散場所と市民活動参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動者が死亡又は負傷した事故

(賠償責任事故の適用除外)

第5条 第4条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる賠償責任事故については、補償しない。

(1) 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故

(2) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故

(3) 市民活動者又はその代理人の故意による事故

(4) 建物や施設の改築・修理などに起因する事故

(5) 市民活動者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故

(6) その他第3条に定めた保険契約に係る約款等によるもの

(傷害事故の適用除外)

第6条 第4条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる傷害事故については、補償しない。

(1) 市民活動者の故意による事故

(2) 市民活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故

(3) 市民活動者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故

ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く

(4) 市民活動者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛

(5) 戦争、変乱、暴動による事故

(6) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故

(7) 山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故

(8) その他第3条に定めた保険契約に係る約款等によるもの
(補償の範囲)

第7条 第4条に規定する事故に対するこの制度の補償限度額は、次のとおりとする。

	補償区分	補償限度額
賠償責任事故	身体賠償	1人 6,000万円 1事故 2億円
	財物賠償	1事故 100万円
	受託物賠償	1事故 100万円 保険期間中の限度額1,000万円
傷害事故	死亡補償金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき)	1人 500万円
	後遺障害補償金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害の生じたとき)	1人 500万円～15万円
	入院補償金 (事故発生の日から180日までの入院を限度とする)	1人 日額3,000円
	通院補償金 (事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする)	1人 日額2,000円

2 賠償責任事故については、1事故につき補償区分ごとに免責額5,000円を超える部分について補償するものとする。

3 食中毒事故(異物混入事故を含む。)等に係る賠償責任事故の填補額は、1事故の金額を保険期間中の支払限度額とする。

(事故報告)

第8条 制度による補償を受けようとする市民活動団体及び市民活動者は、市民活動中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(判定)

第9条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が市民活動中の事故であるか判定し、その事故が市民活動中のものであると認めたときは、保険

会社に対し事故認定通知書（第2号様式）をもって通知する。

（請求手続）

第10条 賠償責任事故に係る請求は、市民活動者と被害者との間で、あらかじめ保険会社の承認を得て法律上の問題が解決した後、市民活動者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市を経由し、保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る請求は、死亡補償にあつては死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては負傷した者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市を経由し、保険会社に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該傷害の症状が固定した後に、入院に係る補償金並びに通院に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に行うものとする。

3 前2項の規定により保険会社に補償対象者から補償金等請求書が提出されたときは、市は補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は当該補償金を市が指定した口座に振り込むものとする。

4 保険会社は、前項の規定により当該補償金を支払ったときは、支払通知書を市及び補償対象者に送付するものとする。

5 第1項及び第2項の補償金請求による保険会社の事故調査の結果、補償金支払の対象外であることが判明したときは、保険会社が市に通知し、市は補償対象者にその旨を通知するものとする。

（所管課）

第11条 第3条及び第9条に規定する保険会社との事務等は、市民部市民自治課において行う。

（補則）

第12条 この要綱に定めのない事項については、この要綱に基づき契約する保険約款の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(別表1)

町会・自治会や市民活動団体が行う下記の市民活動

(1) 町会・自治会活動

- 町会・自治会が主催する公益的な活動

(2) 地域社会活動

- 防犯活動
- 防災活動
- 環境美化・保全活動
- 交通安全活動など

(3) 青少年健全育成活動

- 地域の青少年会の指導育成活動など

(4) 社会奉仕福祉活動

- 社会福祉施設援護活動
- 高齢者・身体障害者等に対する援護活動
- 介護予防・日常生活支援活動など

(別表2)

まつど市民活動サポートセンターが主催するまつど地域活躍塾及び夏のレッツ体験にて、
市民活動の実地体験に参加する者

第1号様式

松戸市市民活動総合補償制度事故報告書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

団体名
 代表者名
 住所
 電話番号

市民活動中に事故が発生しましたので、松戸市市民活動総合補償制度取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事故種別	1 賠償責任事故		2 傷害事故	
事故発生日時	年 月 日 ()		午前・午後	時 分頃
事故発生場所 (住所、施設名等)				
当日の活動・行事名				
当日の指導者等	ふりがな 氏名	年齢 歳		
	住所	(電話)		
負傷者(死亡者 または被害者)	ふりがな 氏名	T・S・H	年 月 日生	年齢 歳
	住所	(電話)		
	保護者名			
	勤務先・ 学校等	(住所) (名称)	(電話)	
身体傷害の状況	傷病名			
	病院名			
	所在地			
財物または受託品 損害の状況	財物または 受託品名			
	所有者	(住所) (氏名)	(電話)	

事故発生状況の説明

(具体的に記入してください。)

事故発生現場の見取図

添付書類

- 1 団体の概要が把握できる資料（会則・規約など）
- 2 当日の参加者名簿
- 3 事故発生日、場所、時間などが把握できる資料（施設利用申込書写・大会等の資料）

第2号様式

松 第 号
年 月 日

様

松戸市長
(公 印 省 略)

松戸市市民活動総合補償制度事故認定通知書

下記の事故を松戸市市民活動総合補償制度取扱要綱第2条に規定された市民活動中の事故と認めますので、同要綱第9条の規定により通知します。

記

事故種別	1 賠償責任事故		2 傷害事故	
事故発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃			
事故発生場所 (住所、施設名等)				
当日の活動・行事名				
当日の指導者等	ふりがな 氏 名	年 齡 歳		
	住 所	(電話)		
負傷者(死亡者または被害者)	ふりがな 氏 名	T・S・H 年 月 日生 年 齡 歳		
	住 所	(電話)		
	保護者名			
	勤務先・ 学校等	(住所) (名称)	(電話)	
身体傷害の状況	傷病名			
	病院名			
	所在地			
財物または受託品 損害の状況	財物または 受託品名			
	所有者	(住所) (氏名)	(電話)	

事故発生状況の説明

(具体的に記入してください。)

事故発生現場の見取図